

5 管理規程（運営規程）

1 施設の概要

（1）設置者

名称	社会福祉法人 五蘊会
住所	長崎市琴海戸根町 743 番地 47
電話番号	095-884-3510
代表	理事長 浦川 末子

（2）施設

名称	幼保連携型認定こども園 とまちこども園		
住所	長崎市戸町 3 丁目 15 番地 1 号		
電話番号	電話	095-878-4890	
	FAX	095-895-9320	
施設長	園長 羽生 純子		
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 1 号・2 号・3 号の認定を受けた児童		
定員	1 号認定 10 人 2 号認定 45 人 3 号認定 0 歳児 15 人、1・2 歳児 30 人 計 100 人		
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
敷地面積	敷地全体	473.48 m ²	
	園庭	296.670 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根構造	
	延べ面積	541.52 m ²	
	保育室等	乳児室 0 歳児	60.52 m ²
		ほふく室 1 歳児	46.53 m ²
保育室		121.99 m ²	
その他	医務室、便所、調理室、事務室		

（3）施設の目的及び運営の方針

<目的>

この認定こども園は、学校基準法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条の規定及び就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の規定及び園の理念により乳幼児を教育・保育し適切な環境を与え、乳幼児の心身の健全な育成と発育を助長することを目的とします。

<方針>

「地域と共に～幼老共生」を保育目標とし、保育者や保護者及び地域と共に、確かな信頼関係のもと、子どもの健全な心身の発達を図り、その生活を保障し、生涯にわたる人間形成と教育の基礎を培う。

(4) 提供する特定教育・保育の内容

本園の教育・保育内容は、幼保連携型認定こども園教育保育要領の人間関係、表現、健康、言葉、環境等の領域と保育所保育指針に基づく養護と教育の提供を行うものとしてます。

(5) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	正規	非正規	職務内容
園長	1		1	園務をつかさどり所属職員を監督・保護者対応・苦情解決責任者・防火管理者
副園長	2	1	1	園長の補佐・代行
主幹教諭	1	1		保育教諭を指揮及び指導・園児教育・保育
保育教諭	21	10	11	園児の保育・教育業務
事務職員	2	2		会計・経理に関する業務、その他庶務
運転手	2		2	園バス運転業務等
管理栄養士	1	1		給食業務・食アレルギー児に関する業務、食育・献立作成
調理員	4		4	給食業務
看護師	1	1		園児・職員の健康管理、衛生管理
保育補助	1		1	掃除・片付け・

(6) 教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

① 開所時間等

開所時間 7:00～19:00

1号認定児（月～金曜日）

教育時間 9:00～14:00

新2号・新3号認定児（月～金曜日）

教育時間 9:00～14:00

保育時間 14:00～17:00

2号・3号認定児（月～土曜日）

保育標準時間 7:00～18:00

保育短時間 8:30～16:30

② 教育・保育を行わない日（休業日）

1号認定児

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・長期休暇の期間（春休み・夏休み・冬休み）
※具体的な日程は年度により異なる

2号、3号認定児

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日～1月3日

(7) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

種類	金額	理由
保育料	0歳・1歳・2歳児：長崎市の基準による 3歳・4歳・5歳児：無償 ※1号認定児の場合は14：00～17：00は 1時間あたり300円での預かりとなります。 ※新2号認定児の場合は、14時以降の預かり 費用について補助の対象となります。	教育時間外
給食費	1号認定 月5,000円	
	2号認定 月7,000円	
延長保育	標準時間 18：00～19：00／1回300円 短時間 7：00～8：30／1回300円 16：30～18：00／1回300円	
一時預かり	1号認定・新2号認定 平日：1回300円（14：00～17：00） 土曜半日：1回300円（9：00～14：00） 土曜全日：1回600円（9：00～17：00） 土曜日給食：1回300円 <長期休暇期間> 半日：1回300円（9：00～14：00） 全日：1回600円（9：00～17：00） 給食：1回300円	教育時間外
	未就園児（0～5歳児） 平日：1時間300円（月曜日～金曜日） ※別途、給食費1日あたり300円	一時預かり事業
利用者負担	スポーツ振興保険 実費負担	全園児
	帽子 実費負担	入園時
	連絡帳 実費負担	0～2歳児 随時
	行事に係る費用 実費負担	バス代・入場料等

(8) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

年齢	1号認定(新2号・新3号)	2号・3号認定
0歳児		15名
1歳児		15名
2歳児		15名
3歳児	4名	15名
4歳児	3名	15名
5歳児	3名	15名
合計	10名	90名

(9) 施設利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意点

<利用の開始に関する事項>

園は、以下の場合に教育・保育の提供を開始するものとします。

① 1号認定児

園の選考基準に基づき、保護者が園の方針・重要事項説明を受け、それに同意するとき。

② 2号・3号認定児

園は市長から保育の実施について委託を受けた時、利用調整に従い、これに応じるものとします。

<利用の終了に関する事項>

園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとします。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき。
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(10) 緊急時における対応方法

- ① マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応を意識しながら冷静に対応します。
- ② 危機発生時、管理職は状況を判断し、全職員に「緊急事態」の旨を明確に伝え、割分担等について明確な指示を行います。
- ③ 情報の集約・分析、迅速・的確な情報判断、方針決定する「対策本部」等を必要に応じて組織します。
- ④ 組織的な対応で速やかに他の職員へ指示・伝達し、「報告・連絡・相談」の徹底を図ります。
- ⑤ 保護者会役員や地域の関係者と協力して危機の解決にあたるとともに、必要に応じ

て緊急保護者会を開催します。

- ⑥ 園長は教育委員会等の関係機関に助言を求めたり、警察・消防・保健所などの関係機関に連絡し、支援を要請する必要性を判断します。
- ⑦ 報道機関に対しては個人情報や人権等に最大に配慮しながら、公開できる情報は明確に伝え、誠意ある姿勢で対応します。

(1 1) 非常災害対策

火災・大雨洪水・地震・津波等、それぞれのマニュアルに沿って対応します。自然災害は予想がつきにくいですが、各種気象情報を市町村・消防署、その他の防災関係組織、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報により安全な避難場所、避難経路を選定します。屋外への避難で危険が伴う恐れがある場合は、施設内の安全な場所への避難も検討します。

- ① 平常時より市町村・消防署、その防災関係組織（消防団等）との連携を密にし、緊急事態発生時の連絡通報が円滑に行えるように整備します。
- ② 関係機関の緊急連絡先、職員の緊急連絡網、利用者等の緊急連絡先などを常に整理し、職員の見えやすい場所に掲示します。
- ③ 警戒体制時における要員の確保、非常時における職員の対応の確認を行います。
- ④ 避難場所・避難経路・避難方法の確認、施設内における比較的安全な居室等の確認と周知を行います。
- ⑤ 必要な備蓄物資の確認と非常用持ち出しリストを作成します。
- ⑥ 近隣施設、住民等との協力体制が得られるように平常時からの連携を密に取ります。
- ⑦ 避難訓練の実施と実践記録の整備

火災訓練	毎月 1 回
地震・津波・洪水	年 1 回
不審者	年 1 回

(1 2) 虐待の防止のための措置に関する事項

「児童虐待の防止等に関する法律」(第 6 条)により、保育士・教諭は虐待の早期発見・通告の義務が規定されていることを全職員が共通理解します。

- ① 日頃の保育の中での虐待の兆候の発見と報告に努めます。
- ② 全職員で問題を確認し、共通理解とします。
- ③ 保護者への助言指導の可否、生命の危機の程度について判断し、状態が悪化する場合は、専門機関へ通告します。
- ④ 写真や保護者とのやり取りなどの記録を保管します。
- ⑤ 虐待防止のためのチェックシートを活用します。

(1 3) その他施設の運営に関する重要事項

- ① 子育て支援事業
＜延長保育＞

- 2号、3号認定児の保育認定時間外の保育
毎週月～土曜日 18:00～19:00 / 1回 300円

<預かり保育>

- 1号及び新2号認定児の教育時間外の保育
毎週月～金曜日 14:00～17:00 / 1回 300円

<一時預かり（一般型）>

- 0～5歳の未就園児で、親の就労に関係なく一時的な保育
毎週月～金曜日 9:00～16:00 / 1時間 300円

<おあそびひろば>

- 地域の未就園児親子の交流の場の提供
毎週火・水・木曜日 10:00～12:00 / 無料